



対象者は？

- ・ 全業種の中小企業者を幅広く支援します。
- ・ 単独の中小企業者のみならず、グループ、組合等の多様な形態による取組も支援します。(組合は、事業協同組合、商工組合、水産加工業協同組合等が対象となります。)

「経営革新計画」とは？

- ・ 「新たな取り組み」を通して、「経営の向上」を目指す今後 3～5 年の事業計画です。

「新たな取り組み」とは？

- ・ 次の①～④のいずれか又は複数に該当する事業活動です。
 - ①新商品の開発又は生産
 - ②新役務(サービス)の開発又は提供
 - ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ・ 同業の中小企業者において既に相当程度普及している事業活動は、承認対象外となります。

「経営の向上」とは？

- ・ 計画年数に応じ、下表の①及び②を満たす目標伸び率を設定します。

	①付加価値額又は1人当たりの付加価値額の伸び率	②経常利益の伸び率(計画終了年度の経常利益は黒字となること)
5年計画	15%以上	5%以上
4年計画	12%以上	4%以上
3年計画	9%以上	3%以上

(注) 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費
 1人当たりの付加価値額=付加価値額/従業員数
 経常利益=営業利益-営業外費用

計画の承認を受けるには？

- ・ 経営革新計画の申請書の受付・審査は、県庁商政課で行っています。経営革新計画の承認を目指す方は、申請書を作成する前に、まずは県庁商政課にご相談ください。

中小企業の皆さまが、経営環境の変化に対応して新しい事業を始めるなど経営の革新に取り組む場合、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」を作成すると、経営目標が明確になり、社員と共有できる他、県の承認を受けることにより様々な支援策が用意されています。

「経営革新計画」で 戦略的な事業展開を！



問合せ・申請書提出先

群馬県産業経済部 商政課 創業・経営支援係 (〒371-8570 前橋市大手町1-1-1)
 TEL:027-226-3336 FAX:027-223-7875 Email:shouseika@pref.gunma.lg.jp

詳細は県HPで

検索

群馬 経営革新計画

【経営革新計画承認企業への支援策】

(注) 各支援策は、県の計画承認とは別に各機関の個別審査を受ける必要があります。

日本政策金融公庫による低利融資制度

【中小企業事業】

- 融資限度額 日本政策金融公庫 中小企業事業 7億2,000万円 (うち 運転資金 2億5,000万円)
- 融資利率 金融機関が定める特別利率が適用されます。
- 融資期間 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金 7年以内(うち据置期間3年以内)

【国民生活事業】

- 融資限度額 日本政策金融公庫 国民生活事業 7,200万円 (うち 運転資金 4,800万円)
- 融資利率 金融機関が定める特別利率が適用されます。
- 融資期間 設備資金 15年以内 (特に必要な場合 20年以内) <うち据置期間2年以内>
運転資金 5年以内 (特に必要な場合 7年以内) <うち据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内)>

- 〔問合せ先〕 日本政策金融公庫前橋支店 (中小企業事業) TEL: 027-243-0050
日本政策金融公庫前橋支店 (国民生活事業) TEL: 027-223-7311
日本政策金融公庫高崎支店 (国民生活事業) TEL: 027-326-1621

商工組合中央金庫による融資制度

- 融資限度額 制限はありません (但し、優遇レートを利用する場合は3億円以内)
- 融資利率 金融機関が定める所定の利率が適用されます。
- 融資期間 設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)

- 〔問合せ先〕 商工組合中央金庫前橋支店 TEL: 027-224-8151(代)

県制度融資 中小企業パワーアップ資金 (はばだけ群馬推進枠)

- 融資限度額 2億円 (うち 運転資金 5,000万円)
- 融資利率 年1.7%以内
※群馬県信用保証協会の信用保証付きの場合
 - ・責任共有制度対象外 年1.3%以内
 - ・責任共有制度対象 年1.4%以内
- 融資期間 設備資金 12年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)

- 〔問合せ先〕 県庁商政課(金融係) TEL: 027-226-3332

信用保証の特例

「信用保証の特例」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等については、①普通保証等の別枠設定 ②新事業開拓保証の限度額引き上げを受けることができます。

- 〔問合せ先〕 群馬県信用保証協会 TEL: 027-231-8816

中小企業投資育成株式会社法の特例

経営革新計画に従って事業を行うために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても中小企業投資育成会社の事業の対象となります。

- 〔問合せ先〕 東京中小企業投資育成株式会社 TEL: 03-5469-1811

特許関係料金減免制度

経営革新計画における技術に関する研究開発事業に係る特許申請を、計画開始から計画終了後2年以内に出願した場合、審査請求料・特許料(第1年～第10年分)が半額に軽減されます。

- 〔問合せ先〕 関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室 TEL: 048-600-0239

<注意> 上記の各種支援策は、平成27年5月現在のものであります。

各機関の状況等により変更となる場合がありますので、支援をご希望の方は、早めに各機関に直接ご確認ください。また、上記以外にも支援策が用意されていますので、詳しくは、県庁商政課までお問合せ下さい。